

学校法人駒澤大学 一般事業主行動計画

教職員のワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現し、男女がともに仕事と子育て、介護を両立できる雇用環境の整備を行うことで、女性の活躍を促すため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

<目標 1> 教職員全体のワークライフバランス実現のため、時間外労働の削減に取り組む。

平成 28 年度～ ・当局から、ワークライフバランス実現のために、職場全体で時間外労働削減に取り組むメッセージを発信する。

・職員については、職場全体で、週 1 回のノー残業デー制度を実施し、「時間内に業務を終了させ、定時に帰宅する。オンとオフをしっかりと分け、体調管理につとめる。」という意識を職場に定着させる。

・年 1 回の教職員を対象とする研修で、ワークライフバランスについて啓発を行う。

平成 29 年度～ ・ノー残業デー実施の状況を分析し、各部の職場環境の改善に役立てる。

<目標 2> 職員のリフレッシュを促すため、年次有給休暇の取得率向上に取り組む。

平成 28 年度～ ・年 1 回の教職員を対象とする研修で、ワークライフバランスについて啓発を行う。

平成 29 年度～ ・役職者を中心として、有給休暇取得を促すよう声かけを行い、年間の有給休暇付与日数が 16 日以上の職員は、全員が年間 5 日以上の有給休暇を取得するよう目指す。